

令和7年度新潟県立柏崎総合高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画

1 いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

(1) いじめの起こらない学校づくり

全ての教科・科目の授業、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置付けて、組織的かつ計画的な指導に努める。

ア 学級づくり及び学習指導の充実

- ①「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ②「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人ひとりの実態に配慮した授業」を目指し、一人ひとりが意欲的に取り組む授業づくりに努める。

イ 道徳教育の充実

- ①人間としての在り方、生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行い、道徳教育を一層充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、生徒の道徳性を育成する。
- ②「新しい波」や「生きるV」等を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

ウ 特別活動の充実

- ①特別活動の特質である集団活動を通して、望ましい人間関係を築く力を育てる。
- ②生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
- ③生徒会活動において、地域や県全体の「いじめ見逃しゼロ県民運動」への参加を通して、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、生徒同士で悩みを相談し合うなど、生徒の主体的な活動を推進する。

エ 人権が守られた学校づくりの推進

- ①生徒一人ひとりが、他人の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかり指導する。
- ②自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人ひとりが人権感覚を磨くとともに、「いじめ防止学習プログラム」を活用するなど生徒への指導に細心の注意を払う。
- ③いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。

オ 校内研修

- ①いじめや人権問題に関する全教職員対象の校内研修会を毎年1回以上実施する。
- ②いじめや人権問題に関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。

(2) 指導上の留意点

ア 「いじめを受ける側にも問題がある」という認識や発言はしない。

イ 発達障害を含む障害のある生徒に対しては、適切に理解した上で指導にあたる。

2 いじめの未然防止教育

(1) 未然防止対策に係る取組の内容

いじめ対策推進教員を中心として、いじめ調査、人権教育講演会、職員研修、生徒の活動等を企画し、本委員会でも共通認識を得ながら全体計画の中で実施する。また、いじめにつながるような要配慮生徒と判断される生徒については、特別支援教育推進委員会において検討し本委員会でも支援方法の共有化を図る。

ア 未然防止対策

- ・ いじめの未然防止に向けての指導計画の策定
- ・ 全体指導計画の実施状況の把握と調整
- ・ いじめに関する意識調査の検討・実施
- ・ 生徒実態調査等の実施による集団の把握
- ・ 校内研修会の検討・実施
- ・ 生徒自らが関わるいじめ対策の企画
- ・ 要配慮生徒への支援方法の決定・共有 等

イ 取組の改善

定期的に委員会を開催し、「基本方針」を始め、いじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価等を行い、学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。

(策定や見直しに当たっては、保護者、地域住民、専門機関等の意見を取り入れた学校基本方針となるよう努める。また、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れる等、生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。)

ウ 学校基本方針

策定した学校基本方針は、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、専門機関等に説明するとともに、学校のホームページに掲載する等して、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずる。

エ 実施状況

学校基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置づけ、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定する。達成状況を学校いじめ対策組織を中心に評価し、PDCAサイクルを盛り込む等し、学校の実情に即して適切に機能しているか等、必要に応じて見直す。

(2) いじめの未然防止に向けての計画的な指導

学校組織として、いじめへの取組についての評価を、年1回以上実施し、速やかに評価結果に基づいた改善を図る。いじめは重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた、いじめを行った生徒及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであること、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し、損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶ取組を行う。

ア 家庭・地域との連携

- ①PTA総会等において、保護者に「学校いじめ防止基本方針」について周知するとともに、地域や県全体の「いじめ見逃しゼロ県民運動」への参加を促し、いじめ問題について保護者とともに学ぶ機会を設定する。
- ②学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する。
- ③学校評価を活用するなど「学校組織としてのいじめの問題への取組」について、改善を図る。

(3) ネットいじめへの未然防止対策

- ア 携帯電話、スマートフォン等は、校内及び校外においても、必要以外の使用は控えさせる。
- イ 新潟県SNS教育プログラムに基づき、教科情報やLHR等を活用し、生徒一人ひとりに対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
- ①SNS等に個人情報をむやみに掲載しないこと。
 - ②SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。
 - ③有害サイトにアクセスしないこと。
- ウ 警察や行政等と連携し、家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発する。また、PTAと連携して情報機器に関する研修会を実施する。

3 いじめの早期発見対応

(1) 早期発見のための認識

- ア 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- イ 日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。
- ウ 生徒が自らSOSを発信した場合、生徒にとって多大な勇気を要するものであることを理解し、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- エ 学校と保護者は、いじめの兆候をいち早く把握できるよう、生徒の学校や家庭での様子を注意深く観察し、気になったことを連絡し合う等連携に努める。
- オ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口等の周知により、生徒がいじめを

訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むとともに、家庭、地域と連携して生徒の見守りを継続する。

(留意点)

外見的には遊びやけんかのように見える行為でも、見えない所で被害が発生している場合があること、様々な理由で本人がその事実を否定する場合もあること等を踏まえ、状況等の確認を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

○行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、いじめにあたる行為を行った生徒に対する教育的な指導を適切に行う。

(例：インターネット上での悪口等)

○いじめに当たると認知した場合であっても、その全てが厳しい指導を要する場合とは限らない。好意で行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等については、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、情報を得た教職員は、学校いじめ対策組織へ報告し、情報を共有する。

(2) 早期発見のための手立て

- ア 生徒が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるように配慮する。
- イ 毎週1回程度開催される「年次会」に「情報交換会」を設定するなど、必要に応じて気になる生徒の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- ウ 生徒との面談や生徒・保護者・学級担任による三者面談等、教育相談週間を学期に1回程度は設定する。
- エ 教職員とスクールカウンセラー等が情報共有できる体制を整える。
- オ 生徒が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し、定期的及び随時実施する。
- カ 保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整える。
- キ 生徒、保護者にいじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。また、いじめに悩んだときの相談方法について、「いじめ防止学習プログラム」を活用し周知する。
- ク いじめ調査アンケートの複数回実施と結果分析、情報の共有

(3) いじめの認知・対応に係る取組の内容

各教職員はささいないじめの兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、全て同組織に報告・相談する。(このときの窓口は、教頭並びに推進教員とする)当該組織に集められた情報は、個別の生徒ごと等に記録し、複数の教職員で個別に認知した情報の集約と共有化を図る。また、記録は5年間保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制を取る。

生徒指導部と関係学年・顧問が中心となって事実関係を聴き取り・確認し、それに基づいた対応を本委員会で決定する。あわせて、県教育委員会へ報告するとともに、必要に応じて所轄警察署等の専門諸機関との連携の是非を検討する。

① 調査方法、分担等の決定

- ・指導のねらいの明確化
- ・行動の優先順位の決定
- ・関係のある生徒への事実関係の聴取
- ・必要に応じ緊急アンケートの実施
- ・保護者への連絡と協力要請(複数の教員で、丁寧に対応する)
- ・県教育委員会への報告
- ・専門機関への連絡と協力要請(必要に応じて、警察、福祉関係、医療関係等)

② 指導方針の決定、指導体制の確立

- ・学校、学年、学級への指導・支援
- ・被害者、加害者への指導、支援

- ・観衆、傍観者等への指導、支援
- ・保護者との連携
- ・県教育委員会との連携
- ・専門機関との連携
- ・地域（児童委員、民生委員、県中央福祉相談センター、各地児童相談所等）との連携

4 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導

（１） 組織的な対応に向けて

ア いじめ防止対策・対応委員会の設置

委員会の構成員

校長、教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導主事、養護教諭、特別支援ＣＯ、各年次主任、学級担任、生徒指導部員、ＳＣ

＊必要に応じて、関係部活動顧問、人権教育・同和教育推進委員長、外部専門家、関係諸機関

（２） 早期解決のための認識

- ア いじめを受けた生徒や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- イ いじめを行った生徒に対しては、毅然とした態度で指導するとともに、該当生徒の問題やその心に寄り添いながら「いじめは絶対に許されない」ということを理解させ、自らの行為の責任を自覚させながら、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う。

（３） 早期解決のための対応

推進教員を中心とした対策チームが主となり、関係のある生徒への聴き取りや緊急アンケートの実施（必要に応じ）により、事実関係について迅速かつ的確に把握する。その際必要に応じて、県教育委員会からＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）の派遣を受けるなどにより、外部専門家とも緊密に連携をとる。

（４） 生徒・保護者への支援

- ア いじめを受けた生徒の保護者及びいじめを行った生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、学校との連携について話し合う。
- イ 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ウ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。
- エ いじめを解決する方法については、いじめを受けた生徒及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- オ いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを行わないよう、継続的に指導・援助する。
- カ いじめを行った生徒が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・援助に当たる。

（留意点）

- ア より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、日頃から、家庭やＰＴＡ地域の関係団体等との連携を促進する。
- イ 学校評議員や地域学校協働本部等が整備されている場合には、当該学校のいじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携の協力による取組を進める。また、町内会等の地域の関係団体等に働きかけながら、地域との連携・協働を進める。

（５） いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- ア いじめについて話し合わせるなど、生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- イ はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ウ いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気を持つように伝える。

（６） ネットいじめへの対応

- ア ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ防止対策・対応委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- イ 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

（留意点）

インターネット上のいじめは、学校、家庭及び地域社会に多大なる被害を与える可能性があること等、深刻な影響を及ぼすことから、学校、家庭及び地域が連携して対応していく。生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、インターネットを通じて行われるいじめを防止する。生徒及び保護者に対し、授業や入学説明会、PTA行事等の機会を通じて、必要な情報モラル教育及び普及啓発を行う。また、教職員はネットパトロールの結果等を情報共有し、アンケートや面談等でネットトラブルの有無を確認すること等を通してネット社会における子どもたちの様子を注視する。

（７） 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

（８） 解決後の継続的な指導・助言に向けて

- ア 単に謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の生徒の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。

（留意点）

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

○ いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。学校いじめ対策組織において、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた、いじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で学校いじめ対策組織において判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

○ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。

これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。いじめが「解消している」状態とは、あくまで、ひとつの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、各教職員は、当該いじめのいじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒については、日常的に注意深く観察しなければならない。

- イ 双方の生徒及び回りの生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

５ 重大事態への対応について

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成２９年３月文部科学省）」により適切に対応する。

（１） 重大事態

ア 重大事態の意味

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場

合・自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合等、児童生徒の状況に着目して判断する。

②いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、重大事態と捉え、速やかに調査に着手する。

③その他の場合

生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、県立学校（県教育委員会経由）及び私立学校（県総務- 13 管理部経由）は、その旨を知事に報告する。また、県教育委員会は、その旨を県いじめ防止対策等委員会に伝える。

（２） 重大事態の調査

重大事態が発生した場合、基本調査と詳細調査を行う。基本調査は県立学校及び私立学校が行う。詳細調査は、県立学校にあっては、県いじめ防止対策等委員会、又は学校を主体とする調査委員会いずれかで調査を実施するかを県教育委員会が判断する。私立学校にあっては、学校又は学校法人が設置する調査組織において、事実関係を明確にするための調査を実施する。

なお、調査にあたっては、被害生徒及びその保護者の要望、意見を十分に聞き取る。

学校が行う基本調査及び報告は以下のとおり

ア 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに基本調査を実施し、その結果を、県立学校にあっては県教育委員会に、私立学校にあっては学校法人及び県総務管理部に報告する。

イ 基本調査に当たっては、以下の事項に留意する。

- ① 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
- ② 在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先して行う。
- ③ 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
- ④ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ⑤ 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。
- ⑥ いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合
 - ・ いじめを受けた生徒からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
 - ・ いじめを行った生徒に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止める。
 - ・ いじめを受けた生徒の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ⑥ いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合（いじめを受けた生徒の入院や死亡等の場合）・当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。